

## 緊急用LPガスの調達に関する協定書

倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町（以下「甲」という。）と一般社団法人鳥取県LPガス協会中部支部（以下「乙」という。）とは、地域内において地震、暴風、洪水その他の自然現象による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の緊急用LPガスの調達について、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における緊急用LPガスの調達について、甲の要請に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（緊急用LPガスの範囲）

第2条 この協定書において緊急用LPガスとは、LPガスのほかに容器、燃焼器具その他のLPガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものをいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時に地域内において緊急用LPガスの調達の必要をみとめた場合は、乙に対し緊急用LPガスの供給を要請することができるものとする。ただしその後乙は、協会本部を通じて要請内容等を速やかに鳥取県へ報告するものとする。

2 前項の要請は、原則として別に定める「LPガス供給要請書」（以下「文書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で文書によることができないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、その要請内容について可能な限り速やかに措置するとともに、その措置内容を甲に報告するものとする。

（搬送及び引き渡し）

第5条 乙は、緊急用LPガスの搬送及び引き渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 緊急用LPガスの搬送は原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

（価格）

第6条 乙は、災害が発生する直前の適正な価格で緊急用LPガスを供給するものとする。

（代金の支払）

第7条 緊急用LPガスの代金は、甲が支払うものとする。

2 乙が供給した緊急用LPガスの代金の支払方法等は、甲と乙の協議によるものとする。

（現有数量の把握）

第8条 乙は、災害時において供給可能な緊急用LPガスの数量を把握しておくものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項が必要が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）


第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成26年4月24日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地

倉吉市  
倉吉市長

石田耕太郎 


鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地2

三朝町  
三朝町長

吉田秀光 

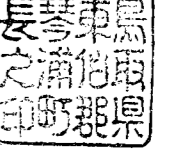
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1

湯梨浜町  
湯梨浜町長

宮脇正道 


鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2

琴浦町  
琴浦町長

山下一郎 

鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

北栄町  
北栄町長

松本昭夫 

乙 鳥取県鳥取市千代水一丁目133番地

一般社団法人鳥取県LPガス協会中部支部  
支部長

水谷正敏 